

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和5年10月8日 13時03分ごろ
発生場所	沖縄県浦添市空寿埼北東方沖 空寿埼四等三角点から真方位050°320m付近 (概位 北緯26°16.5′ 東経127°42.7′)
事故の概要	水上オートバイSOUKAIは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和5年11月1日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ SOUKAI、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	296-25912 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 西、波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか3人の搭乗者が座面に座った状態のトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約30mのえい航索でえい航し、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走していた。</p> <p>船長は、搭乗者4人を喜ばせようと思い、右へ急旋回させた際、本件浮体の搭乗者に働く遠心力で左に振られ、バランスを崩して転覆し、搭乗者全員が落水した。</p> <p>船長は、本件浮体のところに引き返したところ、搭乗者Aが声掛けに応じず、意識が薄れた状態であったので、すぐに搭乗者Aを本船に引き揚げて後部座席に乗せ、3人の搭乗者が海中で本船に掴まりながら搭乗者Aを支えた状態で、徐行して本船が出発した海岸に帰った。</p> <p>船長は、搭乗者Aが体に力が入らないと訴えたので、119番通報を知人に依頼して救急車を要請し、搭乗者Aは、病院に搬送され、頸椎椎間板ヘルニア及び頸髄損傷と診断された。</p> <p>船長及び搭乗者全員は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、搭乗者4人を乗せた本件浮体を約30km/hの速力でえい航して遊走中、船長が、搭乗者を喜ばせようと思い、右へ急旋回させたことから、本件浮体の搭乗者に働く遠心力で左に振られ、バランスを崩して転覆し、落水した搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、搭乗者4人を乗せた本件浮体を約30km/hの速

	<p>力でえい航して遊走中、船長が、搭乗者を喜ばせようと思い、右へ急旋回したため、本件浮体の搭乗者に働く遠心力で左に振られ、バランスを崩して転覆し、搭乗者Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、旋回する場合は、浮体の搭乗者が遠心力で海上に振り落とされないよう減速し、浮体の転覆や搭乗者の落水などの危険につながるような高速での急旋回をしないこと。